

## 川越市地域密着型サービスの利用及び区域外指定に関する基準

### (目的)

第1条 この基準は、地域密着型サービスの利用及び区域外指定の取扱いに関する基準を定め、地域密着型サービスの適正な利用と運営を実現することを目的とする。

### (認知症対応型共同生活介護等への入居等を申請する者の要件)

第2条 地域密着型サービスのうち、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設及び地域密着型介護老人福祉施設（以下「認知症対応型共同生活介護等」という。）への入居又は入所（以下「入居等」という。）を申請する者は、川越市の介護保険被保険者でなければならない。

### (例外措置)

第3条 地域密着型サービスの利用が早急に必要と認められる特別の事情がある場合は、前条の規定によらず転入等による利用について個別に判断を行う。

2 前項の場合においては、指定対象事業所から定員に空きがある旨及び入居等の必要性が高い旨の申立書が提出されていなければならない。

### (市外の地域密着型サービス事業所の指定要件)

第4条 市長は、市外の地域密着型サービス事業所から指定基準に適合した申請があつて、次の各号の要件の全てを満たす場合に指定を行う。

- (1) 該当事業所が所在する市区町村長の同意があること。
- (2) 該当事業所の利用希望者が市内の同種の地域密着型サービスを利用することが次に掲げるいずれかの事由により不可能又は著しく困難であること。

ア 市内に同種サービスが存在しない場合

イ 市内の同種サービスにおいて定員の空きがない場合

ウ 虐待からの避難による場合

エ その他、市内の地域密着型サービスの利用についてアからウと同程度の困難性又は特別性が認められる場合

(他の市区町村長が市内の地域密着型サービス事業所を指定する場合の同意要件)

第5条 市長は、次の各号の要件の全てを満たす場合は、他の市区町村長による市内の地域密着型サービス事業所の指定に同意する。

- (1) 該当事業所に定員の空きがあり、受け入れることが可能であること。
- (2) 住所地の同種の地域密着型サービスを利用することが次に掲げるいずれかの事由により不可能又は著しく困難であること。
  - ア 住所地に同種サービスが存在しない場合
  - イ 住所地の同種サービスにおいて定員の空きがない場合
  - ウ 虐待からの避難による場合
  - エ その他、住所地の地域密着型サービスの利用についてアからウと同程度の困難性又は特別性が認められる場合
- (3) 介護保険事業計画の遂行に支障とならないこと。  
(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和2年5月1日市長決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。ただし、この基準の施行の際、現に認知症対応型共同生活介護等に入居等している場合の取扱いについては、なお従前のおりとする。
- 2 他市町村の地域密着型サービス事業所の指定等について（平成18年7月13日市長決裁）は、廃止する。